

保育所等入所選考指数表(R7年度)

●基礎点数表

番号	類型	項目	細目	基準指数
1	就労 (就労時間は短時間勤務制度等を利用する前の契約・規則上の時間で判断)	固定就労	① 月160時間以上の就労をしている場合	20
			② 月140時間以上160時間未満の就労をしている場合	18
			③ 月120時間以上140時間未満の就労をしている場合	16
			④ 月96時間以上120時間未満の就労をしている場合	14
			⑤ 月64時間以上96時間未満の就労をしている場合	12
2		変則就労	① 月160時間以上の就労をしている場合	20
			② 月140時間以上160時間未満の就労をしている場合	18
			③ 月120時間以上140時間未満の就労をしている場合	16
			④ 月96時間以上120時間未満の就労をしている場合	14
			⑤ 月64時間以上96時間未満の就労をしている場合	12
3		内職	① 月160時間以上の就労をしている場合	10
			② 月140時間以上160時間未満の就労をしている場合	8
			③ 月120時間以上140時間未満の就労をしている場合	6
			④ ①～③以外でかつ月64時間以上の就労をしている場合	4
4	求職活動 (起業の準備を含む※1。)	選考時点で仕事が入内定している、または保育所等への入所時点までに開業予定(固定就労の予定)	① 月160時間以上の就労を行う予定の場合	18
			② 月140時間以上160時間未満の就労を行う予定の場合	16
			③ 月120時間以上140時間未満の就労を行う予定の場合	14
			④ 月96時間以上120時間未満の就労を行う予定の場合	12
			⑤ 月64時間以上96時間未満の就労を行う予定の場合	10
5		選考時点で仕事が入内定している、または保育所等への入所時点までに開業予定(変則就労の予定)	① 月160時間以上の就労を行う予定の場合	18
			② 月140時間以上160時間未満の就労を行う予定の場合	16
			③ 月120時間以上140時間未満の就労を行う予定の場合	14
			④ 月96時間以上120時間未満の就労を行う予定の場合	12
			⑤ 月64時間以上96時間未満の就労を行う予定の場合	10
6		未定	① 前職で雇用保険に加入しており、かつ非自発的な失業により、求職中	3
			② 上記以外	1
7	育児休業	育児休業	① 既に対象児童が認可保育所(園)・認定こども園(2・3号)・小規模保育施設等へ子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第9項に基づき、保護者の育児休業中においてもなお在籍しており、かつ入所時点において育児休業を継続しながら転園等をする場合	1
8	就学	就学	① 就学・職業訓練施設等に就学している(通信制大学・高等学校等含む。)	基礎点数表の番号4または5を準用
		通学等	② 内定(通信制大学・高等学校等含む。)	基礎点数表の番号4または5を準用
		選考時点で内定	③ 就学時間・日数等がわからない	3
9	出産	出産	① 出産予定月の前後3ヶ月	16
10	保育者の 病気・障 がい等	傷病	① 入所時点から起算して3ヶ月以上の入院・常時病臥	20
			② 入所時点から起算して1ヶ月以上3ヶ月未満の入院の場合	18
			③ 入所時点から起算して医師から1ヶ月以上の通院加療を要すると診断された場合	15
11		障がい	① 精神障害者保健福祉手帳1級	18
			② 精神障害者保健福祉手帳2級	15
			③ 精神障害者保健福祉手帳3級	12
		身体障がい	④ 身体障害者手帳1・2級	18
			⑤ 身体障害者手帳3級	15
			⑥ 身体障害者手帳4級以下	12
		知的障がい	⑦ 療育手帳A	18
			⑧ 療育手帳B※2	15
		上記以外の所得 税法上の障害者	⑨ ①～⑧以外の所得税法上の特別障害者	18
			⑩ ⑨以外の所得税法上の障害者	12
12	病人等の 看護	看護	⑪ ①～⑩以外で、医師の診断書により、障がいがあると認められる者	10
			① 常時、別居中の介護を必要とする者を介護している場合	16
			② 全介護を必要とする場合(重度身体障がい者、要介護認定3・4・5級程度)	16
			③ 一部介護を必要とする場合(要介護認定1・2級程度)	13
13	虐待・DV等	虐待・DV等	④ その他、支援を必要とする場合	10
			① 児童虐待防止法第2条又配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	20※3
			② 震災・風水害、火災、その他災害の復旧に当たっている場合	20
			③ 両親および祖父母が不在	42※5
14	災害復旧	災害復旧	② 上記以外で明らかに保育に当たれない場合	※6
			① 両親および祖父母がいない※4	
15	その他	その他		

●調整指数表

加算		① ひとり親家庭等(保護者の一方が収監中・両親がおらず、祖父母の一方しかいない等の場合も含む。)	23
		② 保護者の一方が単身赴任	1
		③ 生活保護世帯	3
		④ 既に兄弟姉妹が入所している場合	4 ^{※7}
		⑤ 同時に2人の申し込みをしている場合	2 ^{※8}
		⑥ 同時に3人以上の申し込みをしている場合	3 ^{※8}
		⑦ 離婚協議中で就労証明書等が提出できない時、公的な証明及びそれに準ずる証明がある場合	22
		⑧ 既に対象児童が認可保育所(園)・認定こども園(2・3号)・地域型保育事業等へ在籍しており、保護者全員が香芝市へ転入予定、かつ香芝市内認可保育所(園)・認定こども園(2・3号)・地域型保育事業等の新規申込の場合	4
		⑨ 香芝市内保育所(園)等 ^{※9} にて保育士等 ^{※10} として就労される方	6
		⑩ 香芝市内保育所(園)等 ^{※9} で就労される方 ^{※11}	4
		⑪ 香芝市外保育園等 ^{※12} にて保育士等 ^{※10} として就労される方	2
		⑫ 基礎点数表の11の①～⑪以外に該当し、かつ「精神障害者保健福祉手帳1級以上」、「身体障害者手帳2級以上」、「療育手帳A」を交付されている、またはその他の場合における所得税法上の特別障害者に該当する方	2
		⑬ 連携施設間の転園をされる方	1 ^{※13}
減算		① 提出書類に不備・不足がある	-5
		② 求職中であり、起業の準備をしている場合に提出書類が申立書のみである	-1
		③ 基礎点数表の8の①、8の②に該当し、かつ通信制大学、高等学校等の学生である	-3
		④ 基礎点数表の8の②に該当している	-2
		⑤ 希望する保育所等に入所できない際に、育児休業の延長も許容できる	-30

- ※1 起業の準備の場合、申立書と、添付書類として準備をしていることがわかるもの(不動産売買・賃貸契約書、事業計画書(銀行の融資を受ける際に提出する事業計画書、準備にかかった経費のわかる支出明細書等)の提出が必要とする。申立書の場合、減算する。
- ※2 療育手帳の交付自治体によっては、独自にC以下の表記をしている場合もあるが、その場合もBとみなす。
- ※3 緊急性を要すると判断される場合は、基礎点数を別途判断する。
- ※4 両親が2人ともおらず、同居の祖父母がどちらか一方でもいる場合は、祖父母の点数を算出して選考する(その際は、保育所等入所選考指数表(R7年度)内に記載のある父を祖父、母を祖母に読み替える。))。
- ※5 本基礎点数を採用した世帯については、別の基礎点数を追加で算入することはない(調整指数表の加算・減算は対象となり得る。))。
- ※6 当該児童・世帯の状況に応じ、基礎点数を別途判断する。
- ※7 兄弟姉妹が、既に入園している場合の加算の判定については、下記のとおりとする。
[1]加算の条件となる兄弟姉妹は2・3号認定の児童とする(1号認定や新2・3号認定の児童は対象外)。
[2]兄弟姉妹が在籍している施設は、入所希望の児童の希望施設と必ずしも同じである必要はない(ただし、認可している施設に限る。))。
[3]現在、認可している施設に在籍している兄弟姉妹がR7年3月末までに退園する場合は、加算の対象外とする(R7年4月から転園するために入所の申し込みを行っている場合も同様の扱いとする。))。
[4]加算項目④は加算項目⑤(または⑥)と重複する場合もある。
- ※8 兄弟姉妹が、同時に申し込みを行う場合の加算の判定については、下記のとおりとする。
[1]加算の条件となる兄弟姉妹は2・3号認定の児童とする(1号認定や新2・3号認定の児童は対象外)。
[2]兄弟姉妹が同時に申し込んだ施設については、入所希望の児童の希望施設と必ずしも同じである必要はない(ただし、認可している施設に限る。))。
[3]現在、認可している施設に在籍している兄弟姉妹がR7年3月末までに退園し、R7年4月から転園するために入所の申し込みを行う場合も加算の対象とする。
[4]現在、認可している施設に1号認定で在籍している兄弟姉妹が、R6年10月末までにR7年4月から2号認定に区分を変更する申し込みを行っている場合は加算の対象と
[5]加算項目⑤(または⑥)は加算項目④と重複する場合もある。
- ※9 「香芝市内保育所(園)等」は香芝市内の認可保育所(園)・幼稚園・認定こども園・小規模保育施設とする。
- ※10 保育士等は保育士・幼稚園教諭・保育教諭とする。
- ※11 「香芝市内保育所(園)等で就労される方」は幼稚園臨時講師・非常勤講師、事務職員、調理員、用務員、看護師とする。
- ※12 「香芝市外保育園等」は香芝市外の認可保育所(園)・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業とする。
- ※13 各小規模保育施設とそれらの卒園後の受け皿として設定された各保育施設間での転園に限る。3歳児クラスでの転園は除く。

- (1)父母それぞれの点数を合算し、選考指数の高い世帯に属する児童を優先とする。
- (2)基礎点数表の1-15において、複数の要件に該当する場合は、その中で最も高い基準指数を選択し、決定する。ただし、基礎点数表の1-5の複数の細目に該当する場合、下記のとおりとする。
- [1]1-2内または4-5内で複数の細目に該当する場合
複数の就労先における就労(予定)時間を合算し、1月あたりの就労時間を算出する。
算出後、1-2内であれば1の基準指数を、4-5内であれば4の基準指数を参照し、基礎点数を決定する。
- [2]1と2の細目が含まれておらず、4(または5)と3の細目の両方が含まれている場合
3における時間に5/9を乗じた上で4(または5)の時間と合算し、1月あたりの時間を算出する。
算出後は4の細目が含まれていれば4の基準指数を、4が含まれていなければ5の基準指数を参照し、基礎点数を決定する。
- [3]上記[1]・[2]以外において複数の細目に該当する場合
3における時間に1/2を乗じ、4(または5)における時間に9/10を乗じた上で合算し、算出する。
算出後は1の細目が含まれていれば1の基準指数を、1の細目が含まれていなければ、2の細目を参照し、基礎点数を決定する。

- (例)
- ・身体障害者手帳(1級)所持の者が月160時間以上の固定就労をしている場合
→それぞれ別項目のため、基準指数1の①の20点とする(ただし、調整指数表における加算の⑫に該当するため、2点を基礎点数に加算する。))。
 - ・外勤パートを2つ掛け持ち(固定就労月100時間と変則就労月20時間)
→それぞれ別項目であるが、それぞれ基礎点数表の1-2内の項目のため、合算して月120時間とし、基準指数1の③の16点とする。
 - ・外勤パート(固定就労月130時間)と内職(月50時間を掛け持ち)→内職は1/2を乗じた25時間に変換し、合算して月155時間とし、基準指数1の②の18点とする。
 - ・内職を月40時間しながらも、入所時点において月120時間の変則就労の内定をしている。
→内職は5/9を乗じた22.2時間(小数点第2位以下四捨五入)とし、合算して月142.2時間とした上で、基準指数5の②の18点とする。

上記※7[4]および※8[4]が起り得る例を下記に示す。
(例)入所申し込みを行った児童(1歳児)に4歳児の兄および3歳児の姉がいるとする。4歳児の兄については既に認可保育所に在園しており、次年度も継続してその認可保育所に在園する予定である(加算項目④に該当)。3歳児の姉は現在どの施設にも入園していないため、1歳児の児童と同時に入所申し込みを行った(加算項目⑤に該当)。この場合、重複した加算項目④・⑤はどちらも適用して加算を行う(3歳児の姉についても同様の加算となる)。

- 選考指数が同点になった場合は、以下の優先順位を適用する。
- ①保育料の滞納がない世帯
 - ②基礎点の高い世帯(ただし、調整指数表の加算項目①・⑤・⑥・⑦は基礎点に合算して比較する)
 - ③保育所の希望順位が高いもの
 - ④申込児童が障がい有する場合(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持されている場合に限る)
 - ⑤父母の勤務先までの通勤時間を合算し、時間がかかる世帯
 - ⑥現に就労しており、認可保育所等施設以外での保育(認可外保育事業、ファミリー・サポート・センター等)を実施している世帯
 - ⑦基礎点数表の11に該当する者が多い世帯
 - ⑧基礎点数表の4に該当する者が多い世帯